



令和9年1月1日施行により

自動車整備士制度が変わります

令和9年3月の学科試験（令和8年度 第2回登録試験）から 新試験を開始します（1級は令和10年3月から開始）

- 現行の学科試験……現行制度における実技試験免除期間内の者（養成施設等を修了〈卒業〉してから2年間）がなくなり次第、原則終了します。
- 現行の実技試験……実技試験受験資格を有する者（学科試験合格から2年間）がなくなり次第、原則終了します。

現行の試験		新試験	
一級	一級大型自動車整備士（※）	一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級小型自動車整備士（※）		一級自動車整備士（二輪）
	一級二輪自動車整備士	二級	二級自動車整備士（総合）（※）
二級	二級ガソリン自動車整備士		二級自動車整備士（二輪）
	二級ジーゼル自動車整備士		三級自動車整備士（総合）
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士	三級	三級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車シャシ整備士		自動車タイヤ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士	特殊	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	三級二輪自動車整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）
特殊	自動車タイヤ整備士	特殊	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車電気装置整備士		自動車車体・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体整備士		

※電子制御の内容を含む資格
●自動車タイヤ整備士は、新試験でも実施しません。

⚠ 受験される方への注意事項

現行の養成課程を修了〈卒業〉した方

**新試験開始後も
現行の試験を受験してください。**

新養成課程を修了〈卒業〉した方

新試験を受験してください。

実技試験の免除は、修了(卒業)した種目に発生します。

(例) 2級ガソリン養成課程修了者が2級（総合）の試験を受験しても実技試験の免除は受けられません。



自動車整備技能登録試験中央委員会